

渋川市小野上・子持地域包括支援センターの利用に関する確認書

1 目的

渋川市小野上・子持地域包括支援センター（以下「センター」という。）は介護保険法等の趣旨により、利用者が可能な限りその居宅において、それぞれの能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防等の視点から支援することを目的として、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（以下「ケアマネジメント」という。）を提供します。

2 利用期間

（介護保険対象者）

利用期間は、利用者の要支援認定の有効期間満了日までとします。

契約期間満了日の7日前までに、利用者から利用終了の申出がないときは、次の要支援認定の有効期間満了日まで自動更新することとし、その後もこれに準じて更新されるものとします。

（総合事業対象者）

利用期間は、ケアマネジメントに基づく期間の終了日までとします。

利用期間満了日の7日前までに利用者から利用終了の申出がなく、ケアマネジメントの見直し等により継続が必要とされたときは、見直し後のケアマネジメントに基づく期間の終了日まで自動更新することとし、その後もこれに準じて更新されるものとします。

3 介護予防サービス計画の作成

（1）センターは、その属する職員を業務の担当者として選任し、介護予防サービス計画（以下「計画」という。）又はケアマネジメントに関する業務を担当させるものとします。

（2）担当者は、計画の作成又はケアマネジメントにあたり、次の各号に定める事項を遵守します。

ア 利用者の生活機能や健康状態、置かれている環境等を把握した上で、利用者又はその家族の意向をふまえ、現に抱えている問題を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題の把握に努めることとします。

イ 当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を公平かつ適正に、利用者又はその家族に提供し、サービスの選択を求めることとします。

ウ 利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及びその家族の意向をふまえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、利用者及び指定介護予防サービス事業者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した計画又はケアマネジメントを作成します。

エ 指定介護予防サービス等について、保険給付等の対象になるかどうかを区分したうえで、サービスの種類、内容、利用料等について、利用者から文書による同意を受けるとします。

オ その他、利用者及び利用者の家族の希望をできる限り尊重します。

(3) 利用者は、担当者へ複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求めること、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることができます。

4 情報提供

業務を遂行するにあたり、利用者の状況を把握する必要があるとき及び介護予防サービス等を効果的に実施するために行う地域ケア会議等に必要な場合は、要介護認定・要支援認定に係る調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見及び主治医意見書、利用者基本情報並びに支援・対応経過シート、介護予防支援計画書及びケアマネジメントケアプラン、総合事業に係る基本チェックリスト及びアセスメントシート等の個人に関する記録を、居宅介護支援事業者、介護保険施設、主治医その他本事業の実施に必要な範囲で関係者に提示します。

5 便宜の提供

担当者は、計画及びケアマネジメント業務において、次の各号に定める事項を遵守します。

(1) 計画及びケアマネジメントの実施状況を把握し、計画及びケアマネジメントの変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整等を行います。

(2) 計画又はケアマネジメントに位置付けた支援の期間が終了するときは、計画又はケアマネジメントの目標の達成状況について評価します。

(3) 利用者及びその家族との連絡を継続し、利用者の実情を把握するよう努めます。

(4) 利用者に状態の変化がある場合は、計画又はケアマネジメントの評価を行い、計画又はケアマネジメントの変更、要支援区分の変更申請、関係機関に連絡を行うなど、必要な援助を行います。

(5) 利用者またはその家族に対し、利用者について、病院または診療所に入院する必要がある場合には、担当者の氏名および連絡先を当該病院または診療所に伝えるよう求めます。

6 業務の委託

センターは、利用者の同意を得たうえで、本利用に係る業務を指定居宅介護支援事業所に委託することができるものとします。また、利用者は、委託した指定居宅介護支援事業所の変更を申し出ることができます。

7 契約の終了

利用者が次のいずれかに該当する場合には、この利用は終了します。

(1) 死亡したとき

(2) 要介護者（要介護1～5）に該当すると認定されたとき。

(3) 市外へ転出したとき

(4) 介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の利用を開始したとき

8 利用の中止

利用者は、利用期間中に、この利用について中止することができます。この場合には、7日以上予告期間を持って届け出るものとします。

利用者は、センターが次の各号に該当する場合には、直ちに利用を中止することができます。

- (1) 正当な理由なく介護保険法令等に定めた事項を遵守せずに、サービスの提供を怠ったとき
- (2) 守秘義務に違反したとき
- (3) 故意又は過失により利用者及び利用者の家族の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他利用を継続しがたい重大な事情が認められるとき。

9 センターの支援中止

センターは、利用者が以下の事項に該当する場合は、支援を中止することができます。

- (1) 介護予防支援業務及びケアマネジメント業務の提供にあたり、利用者が心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知などを行い、その結果、利用を継続しがたい重大な事情を生じさせたとき。
- (2) 利用者が故意又は重大な過失により事業者若しくは担当者の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、利用の継続をしがたい重大な事情を生じさせたとき。

10 守秘義務

- (1) センター及びセンターの職員は正当な理由がない限り、業務上知り得た利用者又は利用者の家族に関する情報を漏らしません。
- (2) センターは、その職員が退職後、在職時に知り得た利用者又は利用者の家族に関する情報を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。
- (3) センターは、介護予防支援業務を指定居宅介護支援事業所に委託した場合において、利用者又は利用者の家族に関する情報の保持について必要な措置を講じます。

11 記録の整備

センターは、利用者に対する介護予防ケアマネジメントの実施について記録を作成・整備し、その完結の日から5年間保管します。利用者又は利用者の家族から申し出があったときは、利用者に関する記録の閲覧、複写に応じます。

12 苦情対応

- (1) 利用者は、センターが提供した計画又はケアマネジメントに苦情がある場合、センターが作成した計画等に基づいて提供された居宅サービスに苦情がある場合には、渋川市、事業者、又は群馬県国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- (2) センターは、利用者及び利用者の家族より苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。
- (3) センターは、利用者及び利用者の家族が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らかの不利益な取り扱いをすることはありません。

13 協議

その他不明な事項については、利用者又は家族とセンターで誠意を持って協議するものとします。